

一部精査中としていた事業者(団地)一覧

通し 番号	事業者名	団地名	類型 (1.住宅団地型、 2.集合住宅型、 3.混合型)	結果	STEP1の基準 (簡易ガス事業者のシェア >50%)に該当するか		STEP2の基準 (簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2>他燃料採用件数/簡易ガス事業者のシェア)に該当するか(注)				備考		
							簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	犬山ガスサービス株式会社	善師野台	1	指定する	○	57.0%	×	0.0	5.6	0	≧	9.824561404	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
2	イワタニ三重株式会社	三交おおぎ園	1	指定する	○	70.9%	×	0.8	2.2	0.8	≧	3.10311284	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
3	イワタニ三重株式会社	サニータウンながしま	3	指定する	○	54.1%	×	2.4	6.0	2.4	≧	11.08241291	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.9%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
4	イワタニ三重株式会社	サニープラザながしま	1	指定する	○	59.7%	×	0.8	5.2	0.8	≧	8.714873035	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
5	イワタニ三重株式会社	泉ヶ丘団地	1	指定する	○	64.9%	×	5.2	11.0	5.2	≧	16.96014017	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.3%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
6	イワタニ三重株式会社	白山台団地	1	指定する	○	57.9%	×	5.0	4.8	5	≧	8.288348701	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.4%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
7	上野ガス株式会社	サントウ山東山団地	3	指定する	○	73.9%	×	1.0	0.8	1	≧	1.083076923	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.0%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
8	大垣ガス株式会社	浜里団地	1	指定する	○	63.6%	×	0.0	0.2	0	≧	0.314285714	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.3%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
9	大垣ガス株式会社	島町団地	3	指定する	○	61.3%	×	0.8	1.0	0.8	≧	1.631067961	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
10	大垣ガス株式会社	二の宮団地	3	指定する	○	50.2%	×	1.6	3.0	1.6	≧	5.977722772	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.9%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
11	大垣ガス株式会社	大野本庄団地	1	指定する	○	56.6%	×	0.0	2.4	0	≧	4.240963855	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
12	大垣ガス株式会社	荒尾梅ヶ丘団地	1	指定する	○	68.9%	×	0.0	0.2	0	≧	0.290429043	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
13	ガステックサービス株式会社	今井団地	1	指定する	○	54.9%	×	0.8	1.0	0.8	≧	1.820512821	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
14	カニエJAPAN株式会社	名神南蟹江団地	1	指定する	○	86.8%	×	0.0	1.0	0	≧	1.152542373	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
15	カニエJAPAN株式会社	名探美和団地	1	指定する	○	62.7%	×	0.0	0.6	0	≧	0.957198444	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
16	カニエJAPAN株式会社	名探領内団地	1	指定する	○	58.1%	×	0.0	1.0	0	≧	1.721789883	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.6%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。

通し 番号	事業者名	団地名	類型 (1.住宅団地型、 2.集合住宅型、 3.混合型)	結果	STEP1の基準 (簡易ガス事業者のシェア >50%)に該当するか		STEP2の基準 (簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2>他燃料採用件数/簡易ガス事業者のシェア)に該当するか(注)					備考	
							簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
17	カニエJAPAN株式会社	名探七反田団地	1	指定する	○	53.3%	×	1.6	1.2	1.6	≧	2.25	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.8%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
18	カニエJAPAN株式会社	名探東城団地	1	指定する	○	60.7%	×	1.6	1.8	1.6	≧	2.966759003	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.4%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
19	カニエJAPAN株式会社	名探七宝団地	1	指定する	○	60.6%	×	1.6	1.2	1.6	≧	1.980178394	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.8%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
20	カニエJAPAN株式会社	名探佐織団地	1	指定する	○	69.5%	×	0.0	0.8	0	≧	1.151750973	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
21	カニエJAPAN株式会社	西保団地	1	指定する	○	70.9%	×	0.8	1.0	0.8	≧	1.410550459	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
22	カニエJAPAN株式会社	名探大和団地	1	指定する	○	62.5%	×	0.0	0.8	0	≧	1.280334728	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
23	カニエJAPAN株式会社	豊里ネオポリス	1	指定する	○	55.5%	×	13.0	35.6	13	≧	64.16617599	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
24	カニエJAPAN株式会社	シーサイドタウン河芸	3	指定する	○	54.8%	×	0.0	5.2	0	≧	9.487373737	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.8%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
25	カニエJAPAN株式会社	四日市けやき台団地	3	指定する	○	60.9%	×	0.0	3.6	0	≧	5.915831663	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
26	カニエJAPAN株式会社	多治見バナタウン	1	指定する	○	55.4%	×	0.0	1.6	0	≧	2.889632107	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
27	岐阜県JABビジネスサポート株式会社	市之倉ニュータウン	1	指定する	○	56.7%	×	0.0	5.0	0	≧	8.816837315	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.6%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
28	岐阜県JABビジネスサポート株式会社	多治見ホワイトタウン(P)	3	指定する	○	63.1%	×	4.8	61.8	4.8	≧	97.8980103	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.9%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
29	田原液化瓦斯協同組合	蔵王南ヶ丘団地	1	指定する	○	70.4%	×	0.0	4.0	0	≧	5.68	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.8%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
30	田原液化瓦斯協同組合	木綿畑団地	1	指定しない	○	55.7%	×	0.0	5.0	0	≧	8.976660682	適正な競争関係が確保されているとは認められない 他の事由は存在しない。
31	田原液化瓦斯協同組合	ほると台団地	1	指定する	○	66.7%	×	0.0	3.0	0	≧	4.5	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
32	藤岡石油株式会社	ベル藤岡	1	指定する	○	72.4%	×	0.0	1.0	0	≧	1.380952381	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
33	有限会社マエダガス	天摩団地	3	指定する	○	91.5%	×	0.0	2.0	0	≧	2.186915888	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。

通し 番号	事業者名	団地名	類型 (1.住宅団地型、 2.集合住宅型、 3.混合型)	結果	STEP1の基準 (簡易ガス事業者のシェア >50%)に該当するか		STEP2の基準 (簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2>他燃料採用件数/簡易ガス事業者のシェア)に該当するか(注)					備考	
							簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
34	有限会社マエダガス	みどり団地	1	指定する	○	97.8%	×	0.0	2.0	0	≧	2.045977011	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
35	松屋株式会社	姫団地	1	指定する	○	79.1%	×	0.0	3.0	0	≧	3.79245283	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
36	株式会社マルエイ	斎宮苑	1	指定する	○	62.7%	×	0.0	4.4	0	≧	7.020537125	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
37	株式会社マルエイ	レインボー石薬師	1	指定する	○	65.8%	×	0.0	2.4	0	≧	3.64664311	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.8%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
38	めぐみの農業協同組合	美濃さくらヶ丘団地	1	指定する	○	53.9%	×	0.8	2.4	0.8	≧	4.45659164	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.4%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
39	めぐみの農業協同組合	今渡台団地	1	指定する	○	53.1%	×	0.0	1.2	0	≧	2.258064516	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
40	めぐみの農業協同組合	西田団地	1	指定する	○	50.1%	×	0.0	6.8	0	≧	13.56222222	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.9%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
41	めぐみの農業協同組合	緑ヶ丘団地	1	指定する	○	53.6%	×	3.6	22.4	3.6	≧	41.82389937	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。

(注)簡易ガス事業については、簡易ガス供給採用件数ないし他燃料採用件数が「0」のケースが多いため、処分基準の評価式と等価の式に変形して判断する。また、簡易ガス供給採用件数及び他燃料採用件数が「0」である場合、形式的には左辺>右辺の式を満たさないが、STEP2の基準の趣旨に鑑み、左辺・右辺共に「0」の場合はSTEP2の基準に該当するものとみなす。